

平成23年2月16日

議長

今村 洋一 様

議会基本条例検討委員会

委員長 加藤 仁 司

### 議会基本条例検討委員会の検討結果について（報告）

平成21年6月30日開催の代表者会議において設置が決定した標記検討委員会については、「議会基本条例に関する調査・研究及び本市議会における条例制定の是非について検討する」とした設置目的を踏まえ、検討事項の調査・研究を進めたところ、次のような結果となりましたので報告いたします。

#### 1 検討事項に係る検討結果

##### (1) 既に制定されている議会基本条例の調査研究

###### ア 制定に至るまでの経緯・手法

地方分権の進展や住民の行政への関心が増加している今日において、従来の議会運営手法では対応できない状況が発生する場合もあり、地方議会制度の制度的疲弊が指摘されている。

そのような中、地方自治体の議会では、議会活性化を目指した議会改革を実行し、様々な新しい試みがなされている。議会基本条例は、議会改革から生まれた新たな取組みを条例として明文化することで、地方議会の役割、住民との関係などを明確にするとともに、こうした改革が風化、後退することなくさらに発展することを目的として、現在では100を超える自治体の議会で制定されている。

議会基本条例は、議会運営を中心として制定された従来の条例や規則だけでなく、市民参加の推進や情報公開（開かれた議会）を目指した条文が設けられている例が多く、条例作成の段階から市民参加などの手法が採られるケースもある。

また、地方自治は議会と行政が両輪となり運営していくことから、その趣旨を法体系に反映させるためにも、議会基本条例が制定される際には、その内容や制定時期について、行政側の作成する自治基本条例との調和を考慮しているケースもある。

###### イ 内容や条文等の比較

議会基本条例は、各自治体によりその性質は様々であるが、一般的には次の4種類の要素が含まれている。

- ・理念や目標等を宣言し、議会基本法としての要素
- ・議会改革を目的とした議会運営の拡張的要素
- ・既存の条例・規則を束ねる総則的要素
- ・開かれた議会の実現等の住民参加的要素

各自治体の条文の比較については、別添「各自治体 議会基本条例の構成比較表」を参照されたい。

#### ウ 条例制定に係る効果の検証

国内で初の議会基本条例が、平成18年に北海道栗山町において制定され、以後、各自治体の議会でも条例の検討、制定等の取組みが見られる一方、全体的にはまだ実績が少なく、課題として整理ができていない状況も伺えるが、主に次のような事例が報告されている。

##### 【効果的な運用例】

- ・市民と直接質疑応答や意見交換を行うため、議員自身の資質向上につながった。
- ・本条例制定を契機に議会改革についての議論が、議会内において活発に行われるようになった。
- ・条例制定以前にも、議会報告会の実施など、条例で想定される取組みを実績として重ねたことにより、条例制定後もスムーズな運用が図られた。

##### 【課題等の表面化】

- ・議会報告会や市民との意見交換会等を実際開催するにあたり、細部まで検討がされていなかったため、実際の運営等において、議会内で意見の食い違いが顕在化した。
- ・調査活動の活性化のために確保された専門的知見に係わる予算等が未だ執行されていないなど、条例に規定された内容が実行されていない。
- ・本条例の内容を決定する際、市民の意見を聴取するため、集会を開催したところ、本来の主旨とは違う首長の対応について等の議論に終始した。

#### (2) 本市議会における条例制定の是非

条例制定の是非を検討する必要はあるが、まずは、課題に対する取組みを検討し実行することから始め、条例制定の是非は、来期に継続して検討すべきとの結論を得た。

なお、当該結論に至った主な理由は次のとおりである。

(1)の調査研究や流山市議会への視察（詳細は別添「議会基本条例検討委員会 流山市視察について」を参照）から、議員の資質向上、議会内における議論の活発化など、先進市での条例制定による一定の効果は見られる。

しかし、議会とは何か、執行部との関係はどうあるべきか、市民は議会に対して何を望んでいるか等、基本的な部分について十分な議論を尽くさないまま、新たな議会運営のルールとして市長等への反問権の付与、議員間の自由討論の推進や、開かれた議会や住民参加の実現のため、住民に対する議会報告会の開催等について規定をしても、果たして効果的に機能するのか疑問が残るところである。

よって、すぐに条例を制定しなくても議会報告会などは実施できるものであり、個別にできることの実践を積み重ね、議会の在り方を検証することから始めるべきである。

## 2 今後の進め方

1 (2)で述べたように、議会における基本的な部分について十分な議論を尽くすことが必要である。本委員会では、検討事項の調査・研究の過程において、市民の議会に対する率直な意見を把握し、今後、議会が取り組むべき課題等を明らかにするため、市内在住の3,000名を対象とするアンケートを平成22年6月に実施した（詳細は別添「市議会に関するアンケート結果」を参照）。

このアンケート結果から読み取れる課題等の抽出の過程では、市議会への関心度に着目し、市民が議会を身近に感じられるように、特に、議会活動に関わるものについて、課題の解決に向けて検討が考えられる解決策例を挙げた（詳細は別添「市議会に関するアンケート結果の検証等について」を参照）。

今後、これら課題に対する取組みの検討とその実践の積み重ねを通して、議会の在り方を検証するとともに、条例制定の是非等も含めて、条例化の議論を深めていく必要があるものとする。

## 3 添付資料

- ・議会基本条例検討委員会名簿
- ・議会基本条例検討委員会の検討経過等について
- ・各自治体 議会基本条例の構成比較表
- ・議会基本条例検討員会 流山市視察について
- ・市議会に関するアンケート結果（最終版）
- ・市議会に関するアンケート結果の検証等について

## 議会基本条例検討委員会名簿

平成21年7月16日

| 会 派 名 等         | 氏 名       |
|-----------------|-----------|
| 議 長             | 志 澤 清     |
| 副 議 長           | 井 原 義 雄   |
| 公 明 党           | 今 村 洋 一   |
| 日 本 共 産 党       | 原 田 敏 司   |
| 新 生 ク ラ ブ       | 俵 鋼 太 郎   |
| グ ル ー プ 創 和     | ○ 大 村 学   |
| フ ォ ー ラ ム 小 田 原 | 相 澤 博     |
|                 | ◎ 加 藤 仁 司 |
|                 | 武 松 忠     |
| 緑 の 風           | 檜 山 智 子   |

## 議会基本条例検討委員会名簿

平成22年6月10日

| 会 派 名 等            | 氏 名       |
|--------------------|-----------|
| 議 長                | 今 村 洋 一   |
| 副 議 長              | 三 廻 部 周 雄 |
| 公 明 党              | 奥 山 孝 二 郎 |
| 日 本 共 産 党          | 原 田 敏 司   |
| 新 生 ク ラ ブ          | 俵 鋼 太 郎   |
| グ ル ー プ 創 和        | ○ 大 村 学   |
| フ ォ ー ラ ム<br>小 田 原 | 細 田 常 夫   |
| 緑 の 風              | 檜 山 智 子   |
| 至 誠                | ◎ 加 藤 仁 司 |

# 議会基本条例検討委員会の検討経過等について

## 1 設置目的

議会基本条例に関する調査・研究及び本市議会における条例制定の是非について検討することを目的とする。

## 2 検討事項

(1) 既に制定されている議会基本条例の調査研究

- ア 内容や条文等の比較
- イ 制定に至るまでの経緯・手法
- ウ 制定後の効果の検証

(2) 本市議会における制定の是非

## 3 検討期間

調査研究の終了まで

## 4 委員構成

議長、副議長及び各会派から選出された8名の委員

※会派構成の変更に伴い、平成22年6月10日より7名の委員

## 5 主な検討項目

(平成21年8月10日から平成23年1月12日まで14回開催)

(1) 総務常任委員会、議会運営委員会の行政視察による先進地市議会の議会基本条例に関する視察結果報告

(2) 委員間の主な意見交換等

- ア 策定の前段階において、市民の意見を聴取する方法について
- イ 市民から見た議会や議員のイメージと実際の姿の違いについて

ウ 議会基本条例と市民参加（議会報告会や住民説明会）の在り方について

- (3) 自治基本条例オープンスクエアへの議員の参加についての協議
- (4) 流山市議会視察の項目の協議
- (5) 議会ホームページへの掲載記事の追加について
- (6) 市民に対するアンケートについて
- (7) 市議会に関するアンケート結果について
- (8) 市議会に関するアンケート結果報告会の運営等について
- (9) 市議会に関するアンケート結果報告会の反省点等について
- (10) 市議会に関するアンケート結果の検証等について

## 6 主な実施項目

- (1) 流山市議会への視察（平成 22 年 1 月 17 日）

自治基本条例と議会基本条例が同時に制定された流山市を 8 名の委員が視察し、議会基本条例に携わった 2 名の議員の説明のもと、条例制定の過程や制定後の課題などを伺った。

- (2) 自治基本条例検討委員会との懇談会の開催（平成 22 年 1 月 20 日、2 月 24 日）

自治基本条例検討委員と議会基本条例検討委員が、一堂に会し、自治基本条例の進め方や市民と議会との関わりなどについて意見交換を行った。

- (3) 自治基本条例オープンスクエアへの参加（平成 22 年 2 月 1 日）

8 名の議員が自治基本条例オープンスクエアに参加し、「市民と議会」をテーマに日ごろの議会に対する思いなどについて、意見交換を行った。

- (4) 市議会に関するアンケートの実施（平成 22 年 6 月 15 日～6 月 30 日）

市民が議会に対して、どのように考え、何を望んでいるか等を把握するとともに、議会基本条例検討委員会及び議会広報委員会での調査研究に資するため、市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 人を無作為抽出し、郵送によるアンケートの配布、回収を行った。その後、議会基本条例検討委員を中心に議員が役割分担をしながら集計作業等を行い、調査結果として 9 月 1 日に速報版、9 月 30 日

に最終版を公表した。

(5) 市議会に関するアンケート結果報告会の実施（平成 22 年 11 月 7 日）

市議会に対する市民の意見等を把握するため実施した、市議会に関するアンケート結果報告会を、生涯学習センターけやきで開催し、30名の参加者のもと、議会基本条例検討委員の運営により、アンケート結果の報告及び出席者との質疑応答、意見交換を行った。

## 7 委員会等開催状況

| 回 | 期 日                  | 主 な 内 容   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 平成 21 年 8 月 10 日（月）  | ・ 委員長・副委員長の互選について<br>・ 名称について<br>・ 今後の進め方について   |
| 2 | 平成 21 年 9 月 17 日（木）  | ・ 今後の進め方について<br>・ 次回の開催日について  |
| 3 | 平成 21 年 10 月 13 日（火） | ・ 議会改革検討委員会との調整結果について<br>・ 議会運営委員による視察報告について<br>・ 議会ホームページへの掲載記事（案）について<br>・ 次回以降の開催日について                                       |
| 4 | 平成 21 年 11 月 17 日（火） | ・ 意見交換（フリートーク）<br>・ 議会ホームページへの掲載記事について  |
| 5 | 平成 21 年 12 月 17 日（木） | ・ 自治基本条例オープンスクエアへの議員の参加について<br>・ 自治基本条例検討委員会委員と議会基本条例検討委員会委員との意見交換について<br>・ 流山市議会視察の項目について<br>・ 今後のスケジュールについて<br>・ 意見交換（フリートーク） |
|   | 平成 22 年 1 月 20 日（水）  | 自治基本条例検討委員会と議会基本条例検討委員会との懇談会  |
|   | 平成 22 年 2 月 24 日（水）  | 自治基本条例検討委員会と議会基本条例検討委員会との懇談会  |



| 回  | 期 日                  | 主 な 内 容   |
|----|----------------------|---|
| 6  | 平成 22 年 3 月 18 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会ホームページへの掲載記事の追加 (案) について</li> <li>・ 意見交換 (フリートーク)</li> </ul>                         |
| 7  | 平成 22 年 5 月 12 日 (水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対するアンケートについて</li> <li>・ 意見交換 (フリートーク)</li> </ul>                                    |
| 8  | 平成 22 年 6 月 25 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長の互選について</li> <li>・ 座席の指定について</li> <li>・ 市議会に関するアンケートの集計作業のスケジュールについて</li> </ul>     |
|    | 平成 22 年 7 月 5 日 (月)  | 市議会に関するアンケートの集計作業   |
| 9  | 平成 22 年 8 月 17 日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会に関するアンケートの集計結果について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> <li>・ 意見交換 (フリートーク)</li> </ul>     |
| 10 | 平成 22 年 9 月 17 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会に関するアンケート結果 (最終版) について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> <li>・ 意見交換 (フリートーク)</li> </ul> |
|    | 平成 22 年 10 月 1 日 (金) | 懇談会 (意見交換)  |
| 11 | 平成 22 年 11 月 4 日 (木) | 市議会に関するアンケート結果報告会の運営等について   |
|    | 平成 22 年 11 月 7 日 (日) | 市議会に関するアンケート結果報告会   |
| 12 | 平成 22 年 11 月 8 日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会に関するアンケート結果報告会の反省点等について</li> <li>・ 市議会に関するアンケート結果の検証等について</li> </ul>                |
| 13 | 平成 22 年 12 月 2 日 (木) | 市議会に関するアンケート結果の検証等について  |
| 14 | 平成 23 年 1 月 12 日 (水) | 議会基本条例検討委員会の検討結果 (案) について   |

各自治体 議会基本条例の構成比較表

平成21年10月現在

|        | 栗山町<br>(北海道)                             | 流山市<br>(千葉県)         | 会津若松市<br>(福島県)           | 伊賀市<br>(三重県)   | 川崎市<br>(神奈川県)       | 湯河原町<br>(神奈川県)                       | 神奈川県                  |                |
|--------|--|----------------------|--------------------------|----------------|---------------------|--------------------------------------|-----------------------|----------------|
| 議会運営   | 一問一答方式の導入                                | 第5条                  | 第11条第3項                  |                | 第8条(1)              | 第11条第3項                              | 第14条                  |                |
|        | 閉会中に議員が首長に対し、文書により質問する制度                 |                      |                          |                | 第8条(3)              |                                      |                       |                |
|        | 首長等が政策提案をする場合に、詳細かつ具体的な説明を行うこと           | 第6条                  | 第14条                     |                | 第9条                 | 第7条                                  | 第5条第2項                |                |
|        | 市長等の反問権の付与                               | 第5条第2項               | 第11条第3項                  | 第9条            | 第8条(2)              | 第11条第2項<br>(議員の質疑または質問の趣旨を確認するための発言) |                       | 第16条           |
|        | 議決事件に総合計画、都市計画マスタープラン等を追加(地方自治法96条第2項関係) | 第8条                  | 第13条                     |                |                     | 第8条                                  | 第6条                   |                |
|        | 予算及び決算における政策説明                           | 第7条                  | 第15条                     |                | 第10条                | 第7条第2項                               |                       | 第15条           |
|        | 予算編成における議会の政策提案の趣旨の尊重                    |                      | 第12条(議会費)                |                |                     | 第7条第3項                               |                       | 第15条第2項        |
|        | 議員相互間の自由討論の推進                            | 第9条                  | 第3条(4)<br>第16条           | 第3条<br>第12条    | 第11条                | 第9条                                  | 第7条                   | 第9条            |
| 住民参加   | 請願・陳情における提案者の意見陳述制度の導入                   | 第4条第4項               |                          |                |                     |                                      | 第11条第3項               |                |
|        | 住民、住民団体、NPO団体等との意見交換の場                   | 第4条第5項               |                          |                |                     |                                      |                       |                |
| 開かれた議会 | 議員及び住民が自由に情報及び意見を交換する一般会議の開催             | 第4条第2項<br>第11条第2項    |                          | 第5条第4項         |                     |                                      | 第11条第2項<br>(条例の定めが必要) |                |
|        | 議案に対する各議員の賛否の公開                          | 第4条第6項               |                          |                | 第18条                |                                      |                       |                |
|        | 全議員の出席による住民に対する議会報告会の開催                  | 第4条第7項               | 第10条                     |                | 第7条                 |                                      | 第12条第2項               |                |
|        | 議員による学校等への「出前講座」の実施                      |                      |                          |                | 第13条第3項<br>(委員会が実施) |                                      | 第5条第6項                |                |
|        | 会議の原則公開、傍聴の充実                            | 第2条第3項               |                          | 第3条第2項         | 第6条第2項              | 第14条                                 | 第3条第3項                | 第11条           |
| 用語の定義等 | 政務調査費の用途基準の明確化及び情報公開の推進                  | 第10条                 | 第18条                     | 第20条           | 第14条                |                                      |                       |                |
|        | 議員の使命や役割、議員活動の明確化                        | 第3条                  | 第4条                      | 第3条            | 第4条                 | 第4条                                  | 第4条                   | 第3条<br>第4条     |
|        | 議会の役割や会派等の定義の明確化                         | 第2条<br>※会派の定義なし      | 第3条<br>第5条(会派)<br>第6条～7条 | 第2条<br>第4条(会派) | 第3条<br>第5条(会派)      | 第3条<br>第5条(会派)                       | 第2条<br>第8条(会派)        | 第5条(会派)<br>第8条 |
|        | 議員の資質向上や政治倫理に関する規定                       | 第14条<br>第18条<br>第20条 | 第19条<br>第24条             | 第19条           | 第15条<br>第19条        | 第4条第2項                               | 第4条第4項<br>第13条        | 第6条            |
|        | 議会事務局の定義や役割                              | 第13条                 | 第20条                     | 第18条           | 第16条                | 第17条                                 | 第12条                  | 第10条第5項        |
|        | 議会広報の充実                                  | 第15条                 | 第22条                     |                | 第18条                | 第13条                                 |                       |                |
| その他    | 最高規範であることを明記(他の条例・規則との序列の明確化)            | 第19条                 | 第2条                      |                | 第22条                | 第2条                                  | 第15条                  | 第17条           |
|        | 社会情勢や住民の意見を踏まえた議会基本条例の見直し                | 第21条                 | 第27条                     | 第22条           | 第23条                | 第20条                                 | 第15条第2項               | 第18条           |

## 議会基本条例検討委員会 流山市視察について

### 1 日程及び目的

- (1) 視察地 千葉県流山市
- (2) 視察日時 平成22年1月27日（火） 午後1時15分～午後3時
- (3) 視察目的 議会基本条例に関する調査・研究
- (4) 参加者 委員8名
- (5) 説明者 流山市議会議員2名及び流山市議会事務局職員

### 2 流山市議会基本条例の概要

#### (1) 全国の議会基本条例制定状況について

議会基本条例は平成22年1月現在、84の自治体が制定しているとのデータがあるが、流山市議会基本条例は自治基本条例と同日の平成21年3月24日に制定した。

自治基本条例と同日に制定した例としては、全国で4番目である。

#### (2) 議会基本条例と自治基本条例の同時施行について

二元代表制のもと、議事機関と執行機関が切磋琢磨し、流山市のまちづくりを行うため、新たなスタート地点に同時に立つこととした。

自治基本条例は議会基本条例に先立ち1年前から検討を始めており、議会基本条例の検討期間が1年しかないことから、期限を定めることに反対の意見もあったが、執行部との均衡から同時制定が望ましいとの意見が大勢を占め、同時施行することとなった。

#### (3) 議会基本条例の意義について

議会が議会改革に取り組むことは、当然のことであり、流山市議会においても、議場を対面式に改善したことや、インターネット中継を開始するなど、様々なことに取り組んで来た。しかし、議会とは何か、執行部との関係はどうあるべきか等、基本的な部分について十分な議論を尽くしてはいなかった。議会基本条例の意義は議会の基本的な在り方を明確にするところにある。

#### (4) 議会基本条例の構成について

流山市議会基本条例には3つの大きな目標がある。それは「市民に開かれた議会」、「議員同士が討論する議会」、「自らが行動し執行機関と切磋琢磨する議会」である。

#### (5) 流山市議会基本条例の特徴について

- ・策定段階において、シンポジウムや市民報告会を実施して、市民の意見を反映させたこと。
- ・地方自治法に規定される「専門的知見」を初期段階から活用し、早稲田大学マニフェスト研究所と提携したこと。
- ・特別委員会を設置し、会議の公開はもとより、原則、会議終了後、2週間以内に会議録をホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めたこと。
- ・条例の前文について憲法を参考としたが、各会派が盛り込むべき内容について意見を出し合い文章化したこと。

# 市議会に関するアンケート結果 (最終版)

平成22年9月

小田原市議会

# 市議会に関するアンケート結果（最終版）

## 調査の方法

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 1 調査地域 | 小田原市全域                      |
| 2 調査対象 | 18歳以上の市民                    |
| 3 対象者数 | 3,000人                      |
| 4 抽出方法 | 地域別人口・年齢比率による住民基本台帳からの無作為抽出 |
| 5 調査方法 | 郵送による無記名アンケート調査             |
| 6 調査期間 | 平成22年6月15日～平成22年6月30日       |

## 回収状況

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 発送数 | 3,000人 |
| 2 回収数 | 912人   |
| 3 回収率 | 30.4%  |

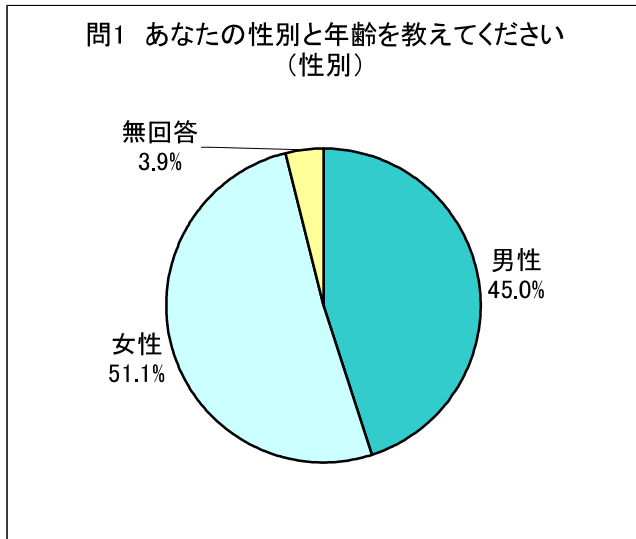
## 調査項目

- 1 調査対象者の属性（問1、問2）
- 2 市議会への関心度の把握（問3、問4）
- 3 広報媒体の利用状況の把握（問5、問6、問7、問8）
- 4 請願陳情の理解状況の把握（問9）
- 5 市議会に対する評価の把握（問10、問11、問12）
- 6 議会報告会の必要性和参加意向の把握（問13、問14）
- 7 各議員賛否公表の必要性の把握（問15）
- 8 議会基本条例の認知度の把握（問16）
- 9 議会への全体的な意見・要望の把握（問17）

## 集計結果の見方

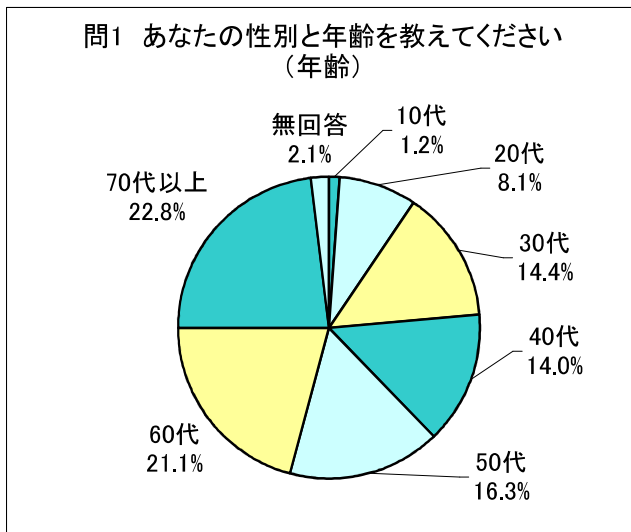
- 1 この報告書においては、各質問に対する回答を単純集計している。
- 2 調査結果の円グラフでは、構成比率（パーセント）において小数点以下を概ね四捨五入している。
- 3 問4、問10、問12は複数回答を可としているため、問10、問12は、回答者数が全体より多くなっている。
- 4 問3から問16までの各意見及び問17の自由意見は、議会基本条例検討委員会を中心に議員が1件ずつ目を通しながら集約を行い、主な内容を抜粋して記載している。

問1 あなたの性別と年齢を教えてください。



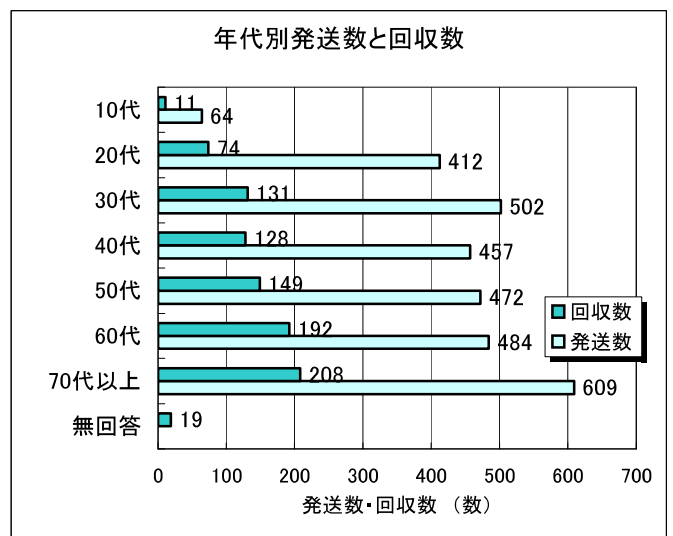
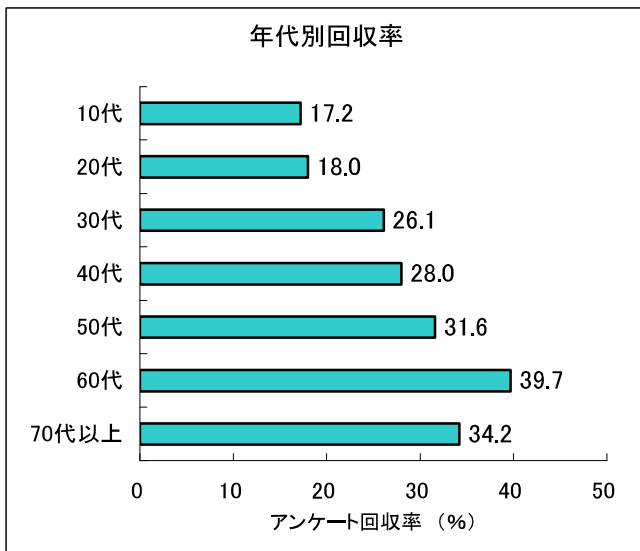
(性別)

|      |      |
|------|------|
| ①男性  | 410人 |
| ②女性  | 466人 |
| ③無回答 | 36人  |

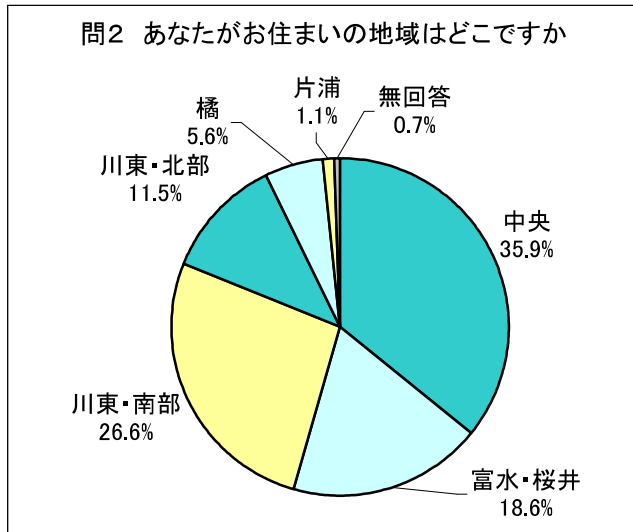


(年齢)

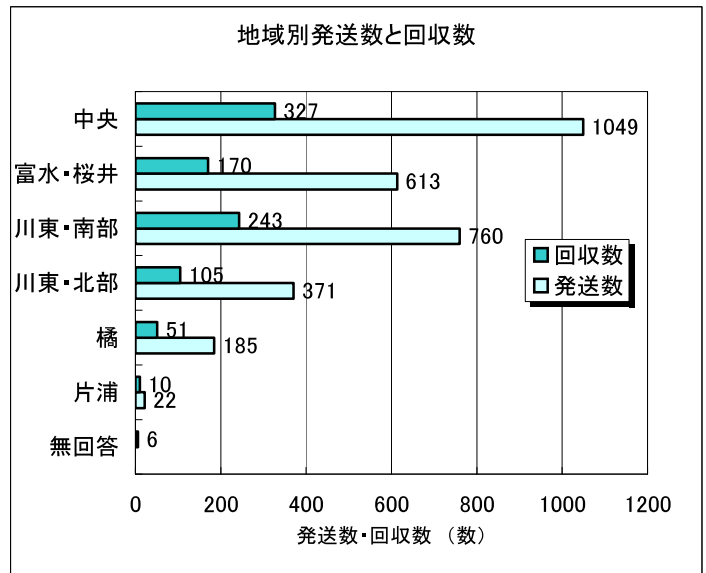
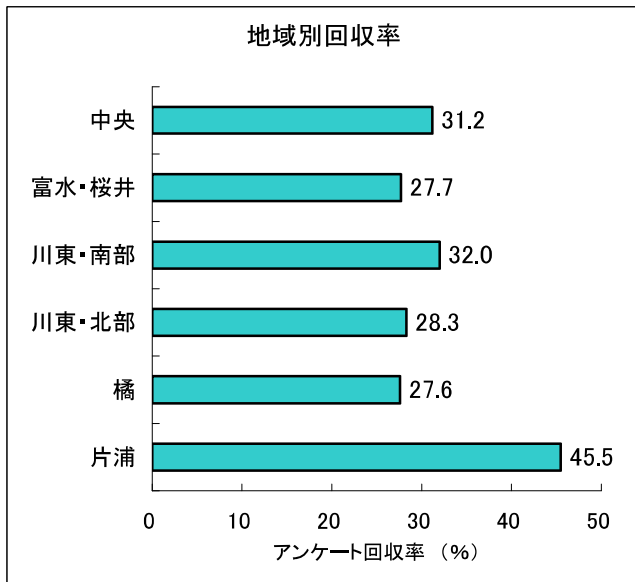
|        |      |
|--------|------|
| ①10代   | 11人  |
| ②20代   | 74人  |
| ③30代   | 131人 |
| ④40代   | 128人 |
| ⑤50代   | 149人 |
| ⑥60代   | 192人 |
| ⑦70代以上 | 208人 |
| ⑧無回答   | 19人  |



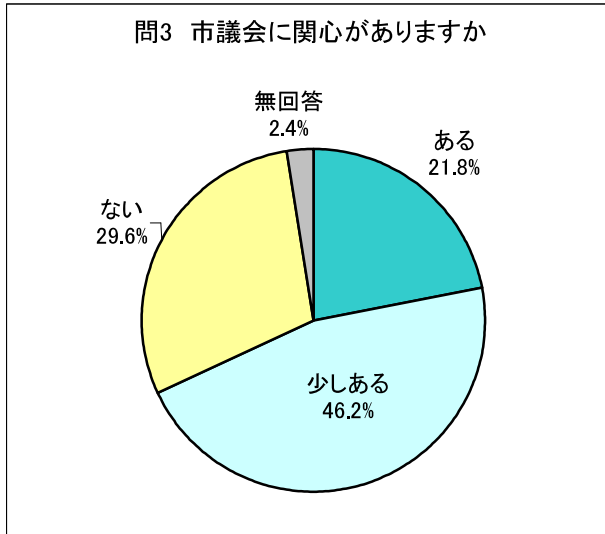
問2 あなたがお住まいの地域はどこですか。



|          |      |
|----------|------|
| ①中央地域    | 327人 |
| ②富水・桜井地域 | 170人 |
| ③川東・南部地域 | 243人 |
| ④川東・北部地域 | 105人 |
| ⑤橘地域     | 51人  |
| ⑥片浦地域    | 10人  |
| ⑦無回答     | 6人   |



### 問3 市議会に関心がありますか。



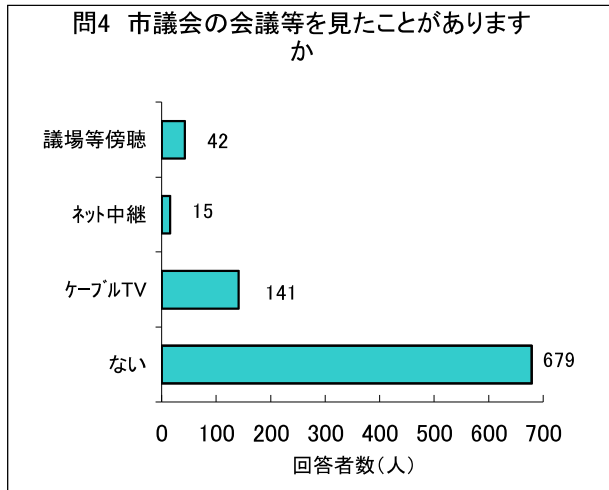
|       |       |
|-------|-------|
| ①ある   | 199 人 |
| ②少しある | 421 人 |
| ③ない   | 270 人 |
| ④無回答  | 22 人  |

#### 意見：

- ・具体的にどういう事をやっているか知りたい。
- ・各議員の意見がどの様に反映しているのか不明瞭。
- ・市民の代表として選出されている議員が、市政にどのような建設的意見を述べているか関心がある。
- ・自分の生活に直接関係することが議論される場なので関心がある。ただ、広く市民に開かれているというイメージがない。
- ・私たちが選んだ私たちの代表であるから、私個人の意思がどのように反映されているかを知りたい。
- ・関心はあるが、今何が議題に上がっていて、何が問題視され、どう言った決議があったのか、分からない、伝わらない。
- ・関心があるが、身近に感じられない。
- ・議会だよりはよく読んでいます。選んだ議員がその様に活動しているのか分かるから。
- ・このアンケートを受け取ったことで、今まで全く関心がなかったものが、少しだけ関心を持つようになった。
- ・国政の方が、直接生活に関わる気がする。
- ・市議会の動画で議会の動き、議員の質問等がつかめるが、議員のホームページは6～7名、それもあまり更新されていない。
- ・こんな感じにしたらよいと思うことがあるが、どこにどのようにしたらいいのか不明。
- ・広く活動を見せるためにインターネット等の活用をさらに進めてほしい。
- ・小田原ケーブルテレビにて定例議会の中継があり、偶然見る機会があった。今後定例議会中継時には案内が必要だ。
- ・実際に議会を見に行ったことがあるが、質問したい事が多数あった。その場では無理なので、終了した後でも意見交換したい。
- ・どう予算や条例が決定され、それが自分のためになるか、市のためになるか知りたい。
- ・審議のみに終わらずに実行を期待する。
- ・市議会が何をしているかはわからない。もっと地域でわかりやすい説明会を開いてもらいたい。
- ・どんなことをしているのか知らないので関心なし。
- ・あまり普段意識していない。
- ・定数が多い。
- ・など。



問4 市議会の会議などを見たことがありますか（複数回答可）。

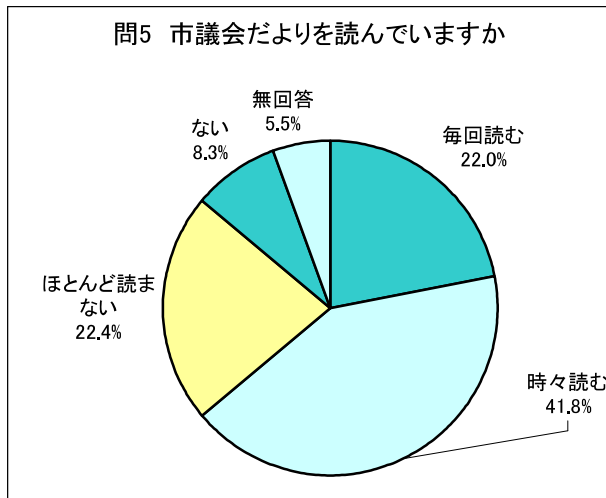


- ①議場等で傍聴した 42人
- ②インターネット中継を見た 15人
- ③小田原ケーブルテレビで見た 141人
- ④ない 679人

意見：

- ・ 市政モニターを務めたときに数回傍聴した。
- ・ いつ、どこで開催され、どうしたら傍聴できるかわからない。
- ・ 退職したら見たい。
- ・ 今後見る機会を作って行きたい。
- ・ 国会みたいじゃ、見たくない！
- ・ 広報のみで、理解している。
- ・ 何となく敷居が高い感じ、威圧感がある。もっと気軽にのぞけるようにしたらどうか？
- ・ インターネット、ケーブルテレビを見られる環境にない。
- ・ ケーブルテレビでも市議会の様子が見られる事をこのアンケートで知ったので、今後見たいと思う。
- ・ 小田原ケーブルテレビでは再質問も放映してほしい。
- ・ インターネット中継があることを知らなかった。
- ・ インターネットでは早送り、巻戻しができると見やすいと思う。また、インデックスがあると興味のある事のみ見る事ができるので見やすくなると思う。
- ・ どの家にもパソコンがあるわけでないから、インターネット等は変。
- ・ 市長が一般質問に回答する場合、テレビに質問議員の氏名をテロップ等を出していただくと、一層議員の横顔が浮かびわかりやすい。
- ・ 質問する議員も、自分の言葉で。原稿を読む議員が多すぎる。
- ・ 小学校の学級会の延長のような感じもあるので、ハイレベルの討論を。
- ・ 議会中、議員の態度に目が行く。いねむり、私語、途中何度も席を立つのはトイレ？喫煙？
- ・ 日曜議会や夜間開催を実施している議会もあるが、コストもかかる上、パフォーマンス的な効果しかないもの考える。
- ・ 必要性を感じない。
- など。

問5 議会広報紙「市議会だより」を読んでいますか。

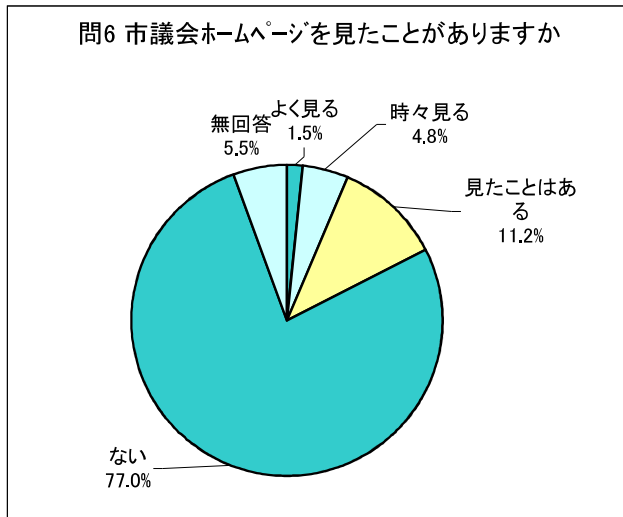


|               |      |
|---------------|------|
| ①毎回読む         | 201人 |
| ②時々読む         | 381人 |
| ③ほとんど読まない     | 204人 |
| ④知らない・見たことがない | 76人  |
| ⑤無回答          | 50人  |

意見：

- ・細かいところまで読んでいる。
- ・各議員の取り組みや会派の意見の相違を知るのに役に立っている。
- ・編集が優れている。活字が読みやすい。
- ・良くまとまっていて理解しやすい内容になっている。
- ・毎回全部読み、息子に特に読ませたいところを上にしておく。
- ・毎回読むが、回覧板で良いのではないか。1軒ずつ配布する必要はないのでは？
- ・今後は読む様にする。
- ・手に入らない。
- ・いつ来ているかわからない。
- ・引き続き継続発行してほしい。(パソコンがないため)
- ・各委員会の情報を記載してほしい。
- ・前回、今回、次回の議題や決議の進捗や結果も含め、全体の流れがわかりやすく見てとれると興味を持ちやすい。
- ・もっと市民に軸足を置いた広報にしてほしい。
- ・市民からの声も入れてほしい。
- ・読む機会がない。市役所等に置いてある事は知っているが、普段市役所に行く用もないため、入手する機会がない。コンビニやスーパー、駅など、人が集まる所に配布してもらいたい。年代問わず入手できるように。
- ・これは今後も紙でいくのか、それともネットになるのか？
- ・どの議員がどんな意見や考え方を持っているのかよくわからない。読みにくい、分かりにくい。
- ・表紙を見てつまらないと思ってしまう。
- ・読みにくいからほとんど読まない。役所言葉のままの広報紙なら一般市民に伝えようとする熱意が全く欠けている。税金泥棒。
- ・興味を持てるような見出しがない。  
など。

## 問6 市議会ホームページを見たことがありますか。

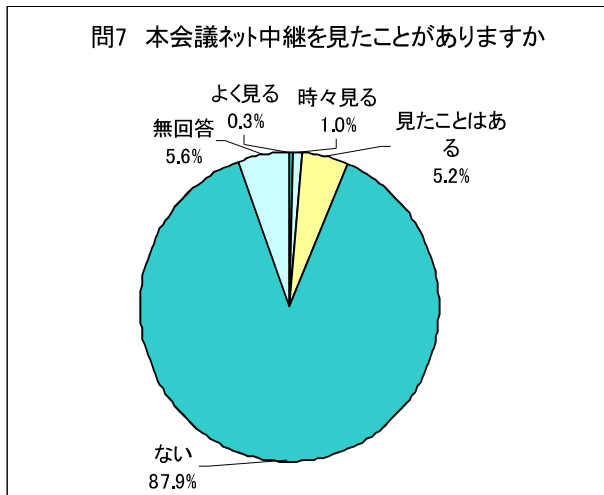


|               |      |
|---------------|------|
| ①よく見る         | 14人  |
| ②時々見る         | 44人  |
| ③見たことはある      | 102人 |
| ④知らない・見たことがない | 702人 |
| ⑤無回答          | 50人  |

### 意見：

- ・一般質問の内容も分かるのでこのままでいい。
- ・このアンケートをもらって見てみた。
- ・小田原市役所のホームページとは別？
- ・ホームページがあるだろうということは知っていたが、積極的に見たことはないと思う。
- ・パソコンは毎日やるが知らなかった。
- ・インターネットはあるが活用していない。
- ・パソコンを持ってないので見ることができない。
- ・日々生活していて、市議会が何をやっているか分からないので興味がわかない。  
など。

問7 本会議インターネット中継を見たことがありますか。

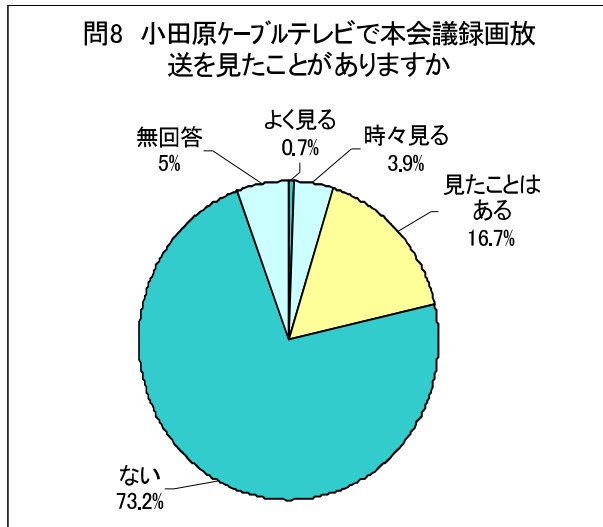


|               |      |
|---------------|------|
| ①よく見る         | 3人   |
| ②時々見る         | 9人   |
| ③見たことはある      | 47人  |
| ④知らない・見たことがない | 802人 |
| ⑤無回答          | 51人  |

意見：

- ・タイムリーで大変助かっている。
- ・新聞、タウンニュース・ポストなどで掲載されて、これは必要だと思った時見る程度。
- ・発言内容の確認などしているが、カットされていたりしている。
- ・ぜひ見るようにしたい。
- ・必要で意義があると思う。
- ・社会人なので、平日昼間の中継は見ることはできないが、録画したものを動画配信されていれば、見てみたい気もする。
- ・インターネット環境がない。
- ・どうしたら見られるか分からない。
- ・仕事の都合で視聴できない。  
など。

問8 小田原ケーブルテレビでの本会議録画放送を見たことがありますか。

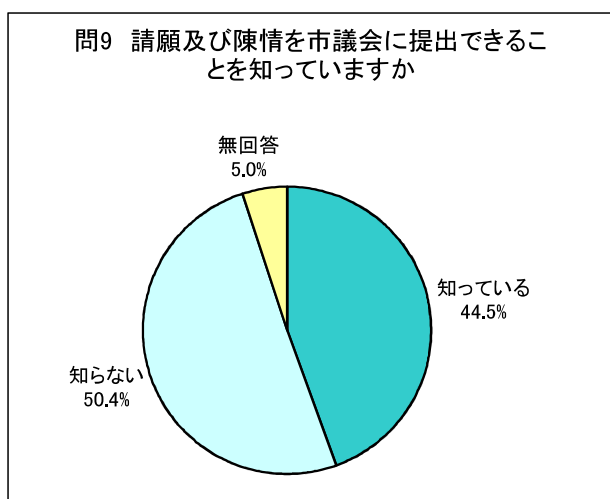


|               |      |
|---------------|------|
| ①よく見る         | 6人   |
| ②時々見る         | 36人  |
| ③見たことはある      | 152人 |
| ④知らない・見たことがない | 668人 |
| ⑤無回答          | 50人  |

意見：

- ・再質問をやらないので最後まで放送してほしい。
- ・照明が暗いのが第一印象。
- ・たまたまチャンネルをまわした時に短時間見る程度。
- ・もしかしたら1回位は見たことがあるかもしれないが、いつどんな時間に放送しているのかなど分からない。
- ・本会議の議題や内容、日時などの番組表を広報紙へ掲載してあれば、興味のあるところだけでも見ることができる。始めから終わりまでは見ないと思う。
- ・今後見る。
- ・ケーブルテレビに入っていない。
- ・ケーブルテレビはあるが、放送していることを知らなかった。
- ・ケーブルテレビを接続していない。これからもしない。
- ・以前小田原ケーブルテレビを導入していたが、現在解約している。
- ・ケーブルテレビのある家だけではない。ある家でも国会の中継とはスケールの面では異なる。市民が議員の質問事項について真剣に反応するか分からない。
- ・ケーブルテレビが高い。市での補助はないのか？
- ・小田原市はタダでは見れない。  
など。

問9 市政等について意見や要望がある場合に、請願及び陳情を市議会に提出できることを知っていますか。

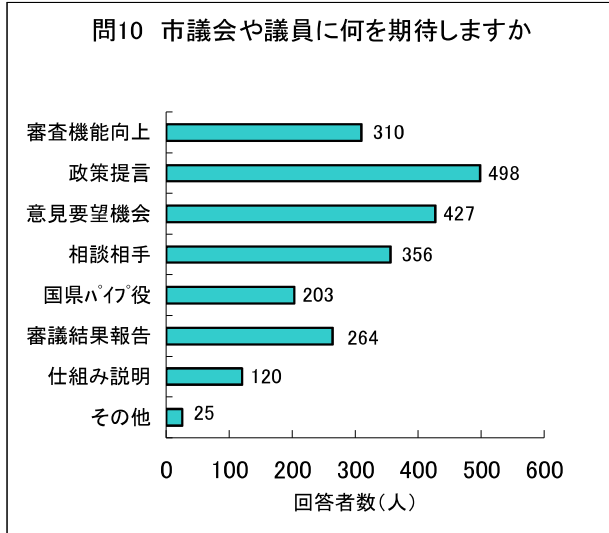


|        |      |
|--------|------|
| ①知っている | 406人 |
| ②知らない  | 460人 |
| ③無回答   | 46人  |

意見：

- ・ 知ってはいるが、提出するまでの手続きが大変。
- ・ 知ってはいるが、実際にどういうふうに手続きをするのか、手続きをするとその後どうなるのか知らない。
- ・ 市議会だよりの裏表紙の面に、「提出できます」と大きく載っていたので知った。
- ・ できれば活用したい。方法を分かりやすく教えてほしい。
- ・ もっとPRすべきでは。
- ・ 陳情した意見が伝わるのか、検討されるのか不安だ。
- ・ 市長への提言、メッセージと扱いは違うの？
- ・ 意見や要望を提出しても、これに対する回答がどうなるのか？
- ・ 「市政入門」のようなパンフレット等があれば配布していただきたい。
- ・ 紹介議員だけでなく提出者本人がじっくり意見を述べる機会（時間）をとってもらえるのか。
- ・ 頼りにならない。どうせ希望は実らない。
- ・ 請願の署名をしても通った事がない。
- ・ 直に市議会に請願及び陳情するよりも、地域選出の市議に直接した方が話が早そうだが。
- ・ ほとんど採択されず、制度があるだけのような気がする。
- ・ 要望がある時は、地域の市議会議員に言うのかと思っており、つい足が向かない。など。

問 10 市議会や議員について、何を期待しますか（複数回答可）。



- ①市の行財政運営などに対する議会の審査機能を向上する 310人
- ②市及び市民の利益となるような政策の提言を行う 498人
- ③市民の意見・要望を聴く機会を設ける 427人
- ④市民生活で困っていることなどの相談相手となる 356人
- ⑤市と県・国のパイプ役となる 203人
- ⑥議会での審議結果などについて市民に報告する 264人
- ⑦議会の仕組みなどについて市民に説明する 120人
- ⑧その他 25人

「⑧その他」のうちの主な内容

- ・期待していない。
  - ・議員定数が多い。
  - ・目先にとらわれず、将来のために行動する。
  - ・ウェブ上で請願・陳情を可能にする。
  - ・各々の議員が選挙公約を守っているか知りたい。
  - ・もっと勉強してほしい。
  - ・議員の仕事が見えてこない。選挙のときだけである。
- ほか、市政全般に関する要望など。

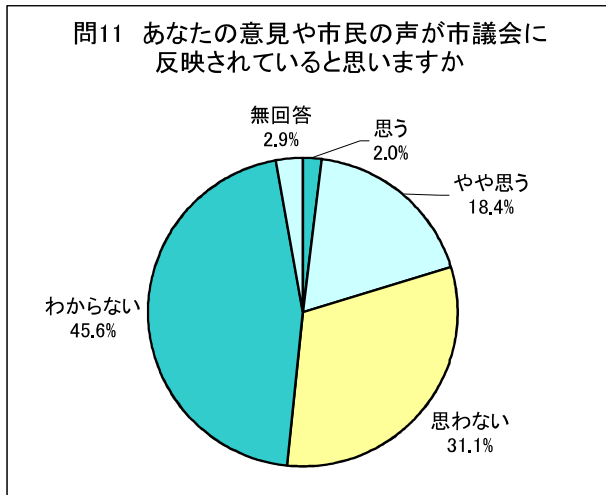
意見：

- ・①～⑦のことについては市議会議員として当然のことだと思う。
- ・行政のチェック機能としては少し欠けているので、行政に対する市民の声を的確につかんでほしい。そして小田原の発展につなげてほしい（例、無尽蔵の実体の声など）。
- ・議員報酬に見合う活動を期待すると同時に、無駄な行政支出等を監視し、効率的で市民生活の向上に貢献すること。
- ・自分の利益や名誉だけを考えないで、市民のために活動してくれる事。
- ・市民目線でどれだけ有意義な政策を提言しているかが大事で、政策の可否決はあまり関係がない。提言する姿勢が大事だと思う。
- ・期待に答えてくれないし、市民の利益というよりあなた方の利益のためにやってる人が多いのでは？政治は民のために尽くすもので、金もうけのためではない。
- ・市及び市民の利益となるような政策の提言を行うためには、市民生活の様子をつぶさに見て、問題点、改善点などを把握し、実現の方向へ向かう政策を考える。
- ・市民の代表であるという意識が低いと思う。もっと後援会以外の市民の意見を聞く機能をもうけたらどうか。
- ・地域利益の個別的対応は、市議の役目ではない。市議会・市議は市全体のあるべき姿を追求していくのが、最大の仕事である。地域の個別的なことは、地域ボランティアに任せるべき。

- ・ 議会報告なんて当たり前の事。それが出来ていない議員が多い。一部の支援者に対する議会報告は、やらないよりはよいが、広く自分の活動を知ってもらう街頭演説などをやる議員が出てくるとよい。議会は今ダメだね！市民参加型政策決定？市長のリーダーシップが強くないと空中分解。
- ・ 議員の視察旅行について思っていることがある。折角、見聞を広げるべく勉強して来るのだから、報告書、報告会など知り得た事柄を市民にも伝えて欲しいと思う。税金を使って行くのだとしたら義務であると思う。
- ・ 特に⑥。市民と一体になって問題を解決したい。
- ・ 全般的に何をされているのかまったく分からないし、⑥は特に、「報告は今までしてないの？」と思った。
- ・ 市民の方から議会や審議議題に関心を持っていれば、相当詳しく知ることができるようになっているので、先ず市民に議会に関心を持ってもらう方法論が必要だと思う。
- ・ 議員のレベルが低い。傾聴に値しない主張をしている議員もいる。一定の知見を問う資格試験等を導入すべきだ。
- ・ スピード有る実行。
- ・ もっと身近に。
- ・ 市議会議員の若返りを望む。
- ・ 現職議員でいる間は市に関連する土地の売買禁止。公立学校の行事に出席する必要はない。
- ・ 行政視察は自費で。大名視察はしないように。など。



問 11 あなたの意見や市民の声が市議会に反映されていると思いますか。

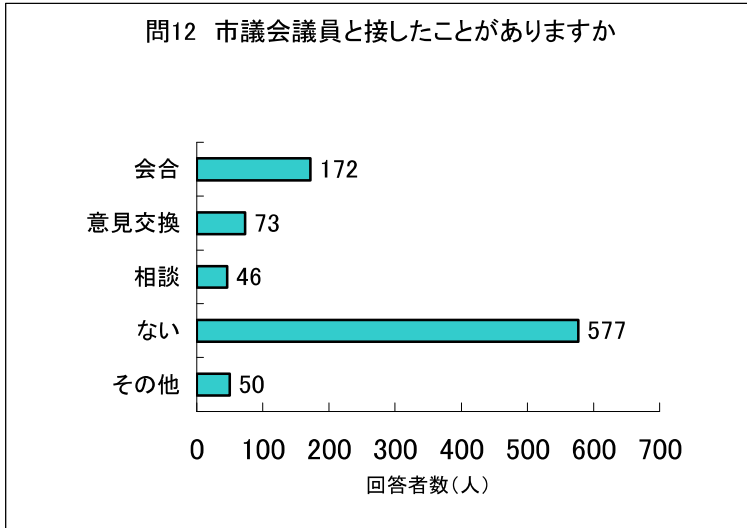


|        |      |
|--------|------|
| ①思う    | 18人  |
| ②やや思う  | 168人 |
| ③思わない  | 284人 |
| ④わからない | 416人 |
| ⑤無回答   | 26人  |

意見：

- ・市民全体の意見が反映されるのは大変難しいと思う。市民が積極的に市民活動に参加する必要があると思う。
- ・ある市議との会に参加した際、言った意見が即実施された。\*側溝の格子の向きと幅の変更（ベビーカーの車輪が挟まって危険だという意見。）
- ・署名したことが活かされたことがあった。
- ・意見したことがないが、知人の意見が取り入れられたと聞いたことがある。
- ・特定の市民（企業）の意見は反映されていると思う。組織力のない個人（票につながらない）の意見は反映されない。
- ・有識者の意見は多そうだが、市民の意見は取り入れているのだろうか。
- ・余り意見が反映されているとは……。ただ特定の人意見は反映されているのでは？結局知り合いに議員がいるかないかってことですかね……。
- ・プロセスより結果をみることが多い。形としてあらわれないのでむずかしい。ある程度、反省はされていると思うが……。
- ・日常生活の中ではあまり感じられない。
- ・議会の活動成果がうまく伝わらない。
- ・意見を言っても反映されないと最初からきめつけている部分があるかも知れない。
- ・支援者中心で一般の住民は何の効果なし。選挙のための選挙でなく住民一人一人にもっと分かりやすい議会報告をすべし。
- ・反映されてほしい。
- ・議会の仕組みや、市の行政にどのようにつながっているのかよく分からない。
- ・市議会議員と話した事がないから、分からない。
- ・小さな声に気を配ってほしい。よく聞くことですが、かなりの人達が不満をもっていると思う。
- ・議員さんもお忙しいだろうが、選挙の時でなく、時には近くの公民館などで市の話などを聞かせてくれると良いと思う。わがままなようだが、市役所まで行くのは大変なので。
- ・もっと声を聞いてもらう機会を作ってほしい。声を誰に言えば良いのか、どこに伝えれば良いのか、分からない。
- ・選挙の時だけ市民に良い事を言うが一つとして実行していない。
- ・議会（質問）だけの議員になってしまっている。特に文化に対することが勉強不足である。など。

問 12 小田原市議会議員と接したことがありますか（複数回答可）。



|          |      |
|----------|------|
| ①会合で会った  | 172人 |
| ②意見交換をした | 73人  |
| ③相談をした   | 46人  |
| ④ない      | 577人 |
| ⑤その他     | 50人  |

「⑤その他」のうちの主な内容

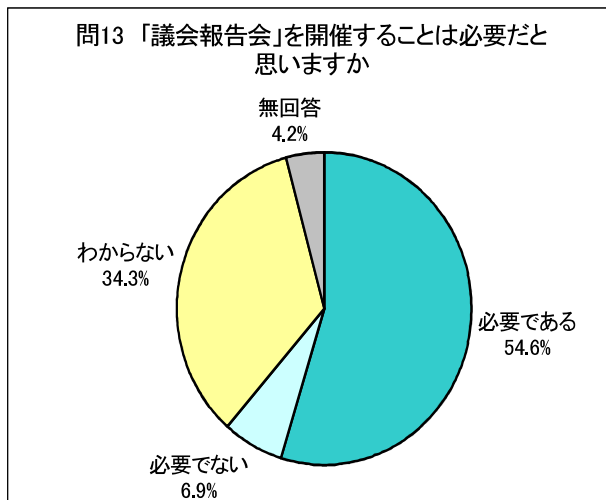
- ・地域の催しものなど、イベント等で接した。
  - ・友人としてなど、私的な立場で接した。
  - ・選挙活動の際に接した。
  - ・街頭でのビラ配りの際に接した。
- など。

意見：

- ・広報紙等で誰々市議会議員出席と書かれているので、その場に足を運んでみると、出席議員のまわりはほとんどの人が議員関係者で盛り上がり、一般市民の出る幕はないことがほとんど。
- ・議員と直接接する機会があったため、議員の活躍や苦労が大変よくわかった。議員がどのような活動をし、苦労しているのかを多くの住民に伝えることができれば、議員と市民の距離はもっと近くなると思う。
- ・地区の総会に来るのは、特定の議員。各会派の議員の活動を報告したら。
- ・選挙の時は親身になっていろいろしてあげる様なことを言っていたが、いざ相談をしたら返事もよこさずあまりにも勝手が強い。弱者の立場等、考えられない様な人には議員としての資格はない。初心を忘れないでほしい。
- ・草の根の市民活動をしている議員に、生活相談をして危機を脱け出ることができ感謝している。
- ・相談は何度もしているが、問題に関係する住民が少ないと、議員の方にとって、優先度が低く、全く動いてもらえてない。少数派の意見は聞いてもらえないのか。
- ・市議会議員の知名度があまりにも低い。それにどの様な活動に積極的に取り組んでいるのかあまり明確でなく、接する機会も少ないため、誰が市議会議員であるかも分からない。
- ・最近は議員がいないので、なかなか会う事もない。
- ・誰だか分からない。何人いるか分からない。どうせなら市役所入口に市議会議員のポスターを全員分貼ったらい。出入りしている人にも分かるし、興味がわくかも。もちろん市長のポスターも貼る。「私達が小田原市を代表して動かしています！」とか書いておくとか。

- ・選挙の時は選挙のお願いでがんばっている様だが、選挙に通った後も接する機会があれば良いと思う。接する機会も、直接会うばかりでなく、インターネットや書面を利用したものでも良いと思う。
- ・市議会で直接市民が意見や要望等を発言するというのは、身構えてしまってもうまく言いたい事が言えない事があると思うので、もっとざくばらんに言える会が必要だと思う。
- ・機会があったら接したい。
- ・相談もできず役に立たない。
- ・当方の地区から議員がいないので、関心がないし、誰に聞くのか分からない。など。

問 13 直接市民に対して市議会での審議状況等をお伝えし、市政に対する様々な意見や要望等を聴く機会として、「議会報告会」を開催することは必要だと思いますか。  
 (※議員の後援会など、特定の支持者を対象とした報告会は除きます)

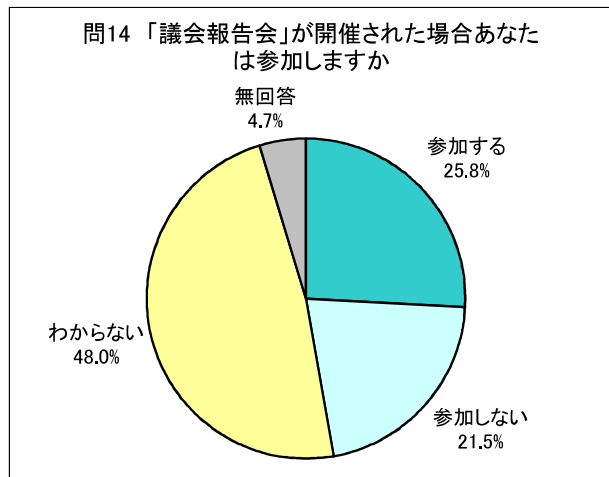


|        |      |
|--------|------|
| ①必要である | 498人 |
| ②必要でない | 63人  |
| ③わからない | 313人 |
| ④無回答   | 38人  |

**意見：**

- ・ 議会報告会の開催により、少しでも市民と議会の結びつきが深まると思う。
  - ・ 市議会に対する関心が深まり、市の活性化につながると思う。
  - ・ これこそが、市議会がある意義ではないかと思う。
  - ・ 小田原地域の発展の状況を理解するには良いことである。
  - ・ 小規模な会（例：自治会ごとなど）なら参加しやすい。気軽に意見を言うことが出来るようなものがよい。
  - ・ 子供連れや会社帰りの人等も参加できるようにしてほしい。
  - ・ 意見や要望等を聞いていただける場はほしいと思う。
  - ・ 多くの市民は、どんな議員の方がいて、どんな活動をしているのか知らないと思う。積極的に市民と接することが議員の仕事でもあると思う。
  - ・ 特定な人でなくいろいろな人の参加ができる会であれば有効と思う。
  - ・ とても必要である。インターネット、市報などの文章では説明しきれない微妙なこともたくさんあるし、市民が知りたい事も、市全体の重要性だけでなく地域的なことなどもある。
  - ・ 子育て世代の要望、未成年者の要望、お年寄りの要望、世代、その人の状況により異なると思うので、市民の街を創るなら、世代別に開催してもおもしろいと思う。
  - ・ やはり直接議員の口から聞いた方が実感出来るのではないかと思う。
  - ・ 議会報告会は定期的を開いてほしい。資料として、市議会の提案や問題などの内容が用意されたら、私達の議員活動の判定の一助としたい。
  - ・ あった方が良くと思うこともあるが、出席できる人が一部の市民でしかないことを考えると中途半端な気もしてしまう。
  - ・ そんな所に出向くほど興味もないし時間もない。
  - ・ 市議会だよりなどで充分である。
  - ・ もし行ったとしても、曜日や時間帯によっては特定の年齢層に限定されてしまい、逆に効果的ではないと思われる。
  - ・ 多くの世代が参加できるような場、時間に行ってほしい。
  - ・ 議会に興味がある市民なら報告会がなくても知ることは充分である。
- など。

問 14 問 13でお尋ねした「議会報告会」が開催された場合、あなたは参加しますか。

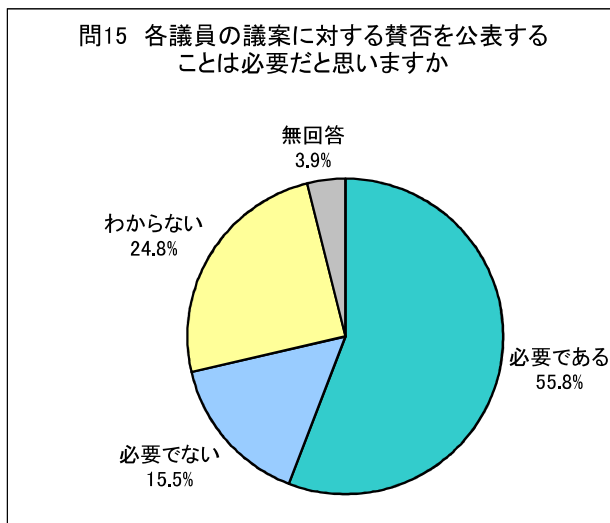


|        |      |
|--------|------|
| ①参加する  | 235人 |
| ②参加しない | 196人 |
| ③わからない | 438人 |
| ④無回答   | 43人  |

意見：

- ・都合がつけば参加したい。
  - ・自分自身が必要だと思う案件があれば参加する。
  - ・居住地域または地域住民に関係する問題であれば参加する。
  - ・自分の住んでいる所が現在何をしているのか、将来どういう方向に進んでいくのか興味がある。
  - ・市民として市政を理解し関わっていきたい。
  - ・これを機会に参加意識が芽生えた。
  - ・場所は大きい施設ではなく、地域の公民館で対話できるような所が望ましい。
  - ・皆一人一人参加して実情を知る必要があると思う。
  - ・広報紙の充実が大事だと思う。
  - ・市政にもっと興味を持ちたいから、住む街がどうなっているのかを知り、もっとよくなるためにはどうするか考えたい。
  - ・報告会にて率直に意見交換したい。
  - ・時間の問題がある。仕事をしている方もいる。
  - ・子育てや仕事の都合上、参加することは大変である。
  - ・報告会の内容により参加するか否かを決める。
  - ・身体的理由があるためできない。
- など。

問15 本会議等で審議された議案に対する、各議員の賛否を公表することは必要だと思いますか。

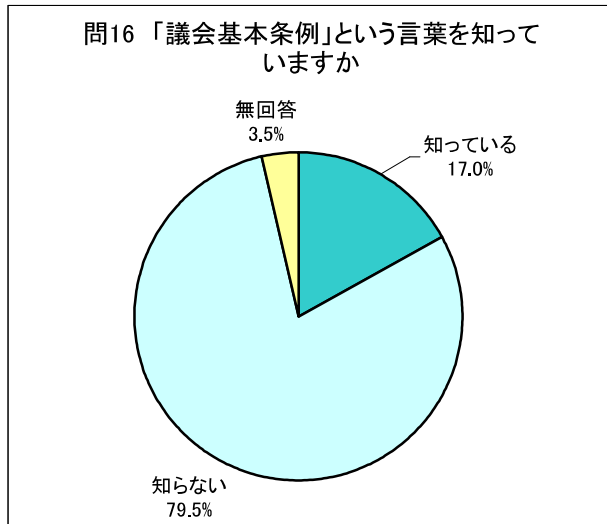


|        |      |
|--------|------|
| ①必要である | 509人 |
| ②必要でない | 141人 |
| ③わからない | 226人 |
| ④無回答   | 36人  |

意見：

- ・市民の代表として議会に臨む以上、議員の会議での行動、発言は公表すべきである。
  - ・市民から選ばれた代表となっているのだから、自分の意思を公表するのは当たり前である。
  - ・選挙で選ばれた人が、どういう行動をしているのかを監視するのは市民の役目であるため、公表する必要があると考える。
  - ・有権者として知る権利があると思う。
  - ・地区選出の議員がどのような政策や考えを持っているかを理解したい。
  - ・自分の選んだ議員がどのような考えを持って議会に臨んでいるのか知っておくのは当然だと考える。
  - ・各議員の考えが分かり、選挙での投票の参考になると思う。
  - ・責任を明確にすることが必要であると思う。
  - ・議会だよりに載れば、その議員の日頃の考え方が分かる。
  - ・賛否の公表に加え、その意見、理由についても公表してほしい。
  - ・当然のことだと思う。
  - ・必ず公表する必要はないと思う。
  - ・各議員の賛否までは必要ないと思う。
  - ・賛否の公開は情報公開の面においては有益だが、審議の内容を吟味せず、賛否のみをもって議員が評価されてしまう恐れがあると思う。
  - ・個人情報でもあるし、公表してプラスになるとは思えない。
  - ・公表を行ってしまったら、議員本来の意見が出ないと思う。
  - ・片方の意見に流されてしまいそうである。
  - ・必要である場合とそうでない場合があると思うので、一概には言えない。
  - ・公表することは賛否両論だと思う。
- など。

## 問 16 「議会基本条例」という言葉を知っていますか。



|        |      |
|--------|------|
| ①知っている | 155人 |
| ②知らない  | 725人 |
| ③無回答   | 32人  |

### 意見：

- ・内容が分からない、内容を知りたい。
- ・どこかで発表しているのか。
- ・条例があるのかないのか分からない。もっと宣伝してみんなが守れるようにしてほしい。
- ・なぜこのような設問をするのか。条例を作るときにどれだけ市民に理解されるように制定するのか、また基本条例を理解されるような活動をしているのか。十分な理解が得られるような活動を行ってれば、市民の声はもっと反映されているのではないか。
- ・条例に定めなければならないほど「議会と市民」「議会と行政」の関係が悪いという事か。基本的に、法律・条例・規則等は少ない方が良く考える。一人一人のモラルが高ければ、それらは少なくても済むはずである。
- ・条例を制定しなくてもできることは多くあるので、制定の必要性については十分審議していただきたい。
- ・地方分権が本格化する中で、市が自治基本条例を作るのであれば、議会も作らないと一方にだけ偏ってしまう。両条例は足並みをそろえて、一つのまち作りの方向を示して欲しい。  
など。

問 17 最後に、市議会へのご意見、ご要望などがありましたら自由にお書きください。

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 市議会に対する意見       | 241件【重複意見あり】 |
| 市議会への期待・激励・疑問等     | (104件)       |
| 議員定数削減意見           | (32件)        |
| 議員報酬削減意見           | (11件)        |
| 広報・広聴の充実・情報公開・透明性等 | (63件)        |
| アンケートへの評価          | (14件)        |
| その他                | (20件)        |
| 2. 行政に対する意見・要望等    | 140件         |
| 3. その他             | 20件          |

本設問では、さまざまなお意見等をいただきましたが、上記のように分類して意見集約を図らせていただきました。

以下では、市議会に対する意見に焦点を絞り、主な内容を抜粋いたしております。

- ・国や県はもとより、市から、いろいろ提案し、市から、変えていく必要があると思う。議員の人と話してみたい。
- ・政治に興味はあるが、市議会といわれるとあまりなじみもなく、ピンとこないのが現状である。ずいぶんと暮らしにくい世の中になっていると思うが、小田原もっと活気溢れる市になるよう期待している。
- ・もっとも身近な民主主義の場としての市議会であるのだから、その趣旨を肝に命じ、議員諸氏には代議員の責任を全うしてほしい。
- ・行財政を真剣に検討し、プライマリーバランスをどうあるべきか、税の有効活用とは何かを市民に理解できるようにし、10年後の小田原、20年後の小田原を広く市民に訴え、将来の青写真を描き、夢を若者に与えてほしい。
- ・このようなアンケートを作成し、調査を行ってくれることに誠意を感じる。市議の方々の顔はあまり分からないが、お一人お一人、市民のために、貴重な発言権をお持ちだと思う。市民の笑顔のためにご尽力下さい。
- ・今回のアンケートのように、広く一般的な意見を集めることはとても重要だと思う。市議会はまだ敷居の高い特別な存在であり、市政に関心があったり、特定の利害関係がある市民（団体）しか議会に接触していないように思われる。このような一部の市民の強い言動に左右されず、議会としての役割を発揮していただくことを期待している。また、市民への情報公開は大事だが、議会への市民参加については議会制民主主義になじまない面があるため、パブリックコメント等に留め、慎重に考えていただきたいと思う。
- ・市民は千差万別なので、賛同や批判、様々な意見があると思うが、多くの市民は結果よりも過程を見ていると思う。その意味では、結果だけ報告すれば良い訳ではなく、賛成反対を含めた全ての過程（意見）を知りたいと思う。選挙によって選ばれた市議（市議会）なのだから、自信を持ってがんばってほしい。（選挙対策の良い意見しか言わないパフォーマンスはいらないと思う。）
- ・このアンケートも新しい対応の市議会に期待する。



- ・もっともっと市民の目線に近い議論をして頂き、より良い小田原市にしてほしい。このご時世少しでも無駄と思われることや物は排除すべきだと思う。頑張ってください。
  - ・もっと議員と市民の垣根を低くできたらよいと思う。ただそれには議会の努力もあると思うが、政治に興味を持たない市民も政治に参加する意識を持つ必要がある。
  - ・市政運営において市民の目線、市民の考え、意見をしっかりと受け止めて運営に当たってほしい。選挙の時ばかり低姿勢になるのではなく市民の代表、市民の手足となり活動していただきたい。もっと市民参加型の議会運営にしてほしい。
  - ・市議会のあり方、市議のあるべき姿を従来の固定的なイメージを打破し、市政改革につなげていただきたい。市民参加の行政と動きをあわせて市発展に真の公僕（自身を捨てて、民のために生きる精神）を発揮してもらいたい。
  - ・これから育ちゆく子供達そして老人達に目を向けて市議会、議員の方達の努力を期待する。
  - ・身近に市議会議員がいないと言う事で議会が遠いものになっている。もう少し触れ合う場所があるともっと近いものになると思う。
  - ・市議会への意見というのではないが、現在の小田原市の財政状況、議会内容を考えると、議員数が多過ぎると思われる。
  - ・無駄を省いて市民の意見が反映されるような議会を作ってほしい。市民の有識者からもっと意見を聞くようにしたらどうかと思う。
  - ・市議会だよりのほかに、もっと市民にわかりやすく堅苦しくない「市議会」というものを、なんらかの方法でアピールしても良いのではないかと思う。今、世の中は政治などへの関心がある事だし、市議会は身近な様で遠い感じがする。
  - ・もっと開かれた議会にしてほしい。
  - ・市議会だよりを図解つきでもっとわかりやすい言葉を用いてほしい（興味をもちやすく、子供でもわかりやすいように）。
  - ・税金の使いみちをきちんと考えて、それを市民にわかりやすく伝えてほしい。
  - ・これを機会に少しは関心を持とうと感じた。
  - ・アンケートが送られてきたおかげで市議会があるのだと知った。良かったと思う。お金はかかると思うが、もっと大々的にやって市民の興味をかきたてて欲しい。市民をどんどん巻き込んでほしい。みんなで小田原市をよくしていきましょう。私も考えたい。
- など。

## 【終わりに】

今回実施いたしました、市議会に関するアンケートは、市民の皆様が議会に対して、どのように考え何を望んでいるか、率直なご意見等を把握するとともに、今後、議会が取り組むべき課題等について調査研究を進めていくことを目的として、市内在住の18歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、郵送による無記名アンケート調査により実施いたしました。

お陰様をもちまして、900名余の皆様からご回答をいただきましたが、当初予想していた以上の反響があり、議会に対する潜在的な関心の高さに、驚きの念とともに心強さを感じたところでございます。

本アンケートにつきましては、議会基本条例検討委員会を中心に、議員自らが集計作業を行うとともに、各設問にお寄せいただいたご意見等に1件ずつ目を通しながら、入力・分類作業を行い、意見集約を図らせていただきました。

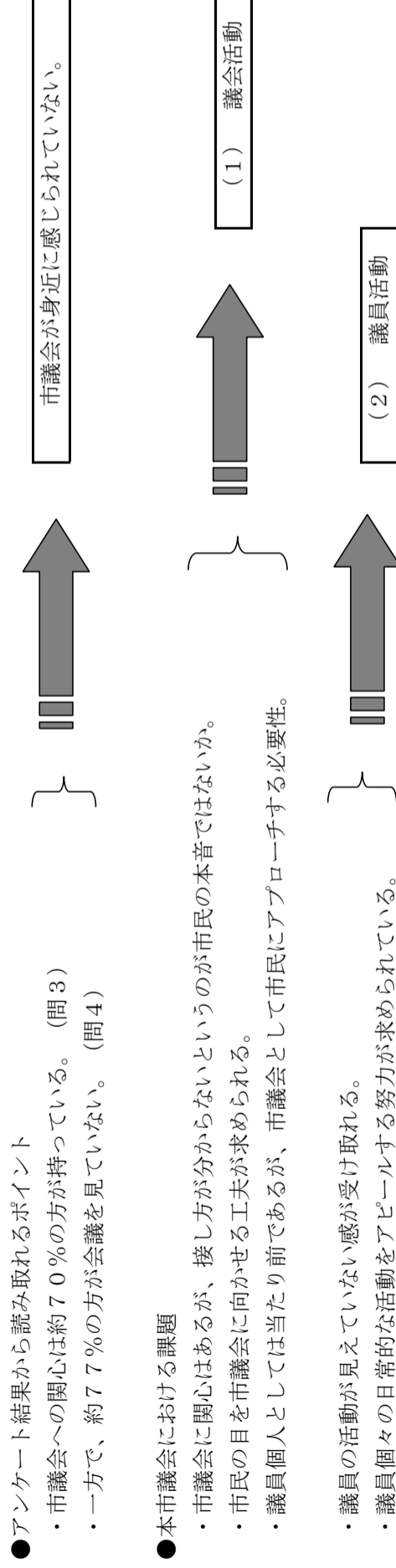
皆様からお寄せいただいた、多岐にわたるご意見等については、議会といたしましても真摯に受け止め、また、行政に対するご意見・ご要望につきましても、的確に把握するとともに、市の所管課にお伝えするなど、今後の市政運営の参考とさせていただきます。

今後は、議会基本条例検討委員会において、今回のアンケート結果の検証や分析等を通して、市民が日頃感じている議会のあり方や、議会として取り組むべき検討課題等を明らかにするなど、本検討委員会での調査研究に活用していくとともに、市民に分かりやすい開かれた議会づくりに向けて、なお一層の努力を進めてまいりたいと考えております。

最後に、本アンケートにご協力いただき、貴重なご意見等をお寄せいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

## 市議会に関するアンケート結果の検証等について

### 【全体的な考察】



### 【課題に対する解決策】

#### (1) 議会活動に関わるもの

| 解決の方向性の検証  | 広報活動   | 議会報告会  | 賛否の公表   | 期待すること  | 意見の反映状況   | 議会基本条例の認知度   |
|------------|--|--|---|---|---|--|
| アンケート結果分析  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会だよりは6割以上の方が読んでいます。</li> <li>・ ホームページを知らない、または見たことがない方が大変多い。</li> <li>・ 小田原ケーブルテレビでの本会議録画放送を知らない、または見たことがない方が大変多い。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半数以上の方が、必要性を感じている。</li> <li>・ 必要性を感じているほど、参加意欲は高くない。</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半数以上の方が、必要性を感じている。</li> <li>・ 必ず公表する必要がある等の意見もある。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、政策提言を行う、意見・要望を聴く機会を設ける、相談相手となる、については、多くの方に期待されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反映されていると思わない人が約30%と多い。</li> <li>・ 分からないという意見も約45%と多い。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8割以上の方には認知されていない。</li> </ul>                                  |
| 課題         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会だよりの充実</li> <li>・ 市議会に関するパンフレット類の作成</li> <li>・ ホームページの充実</li> <li>・ 小田原ケーブルテレビの検証</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加しやすい実施方法の検討</li> <li>・ 大きく意見が割れるなど、慎重な案件の取扱い</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会内部の合意の必要性</li> <li>・ 議場での公表設備等のハード整備の検討</li> <li>・ 公表方法の検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民へのアプローチ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民へのアピール</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周知について</li> </ul>   |
| 課題に対する解決策例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会だよりの紙面拡充(頁数、体裁等)</li> <li>・ 市議会だより以外のタイムリーな印刷物発行</li> <li>・ 「市政入門」パンフレットの作成</li> <li>・ 市ホームページ上における議会情報欄の拡充</li> <li>・ メールマガジン等の新たな広報媒体の活用</li> <li>・ 再質問以降のケーブルテレビ放映</li> <li>・ 議会広報委員会での検討、実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート結果報告会の試行例を参考にしながら実施する。</li> <li>・ テーマや周知方法など、運営方法等については、代表者会議等で検討し、合意形成を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表者会議等で検討を重ねていく。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報告会を通して、直接市民との対話を図る。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報告会を通して、直接市民との対話を図る。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例が本当に必要なのが議論を尽くし、合意形成を図るとともに、検討内容をホームページ等で周知していく。</li> </ul> |

#### (2) 議員活動に関わるもの

- 議員個人の弛まぬ資質向上が求められる。